

食品安全情報 No. 26 / 2004 (2004. 12. 22)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

食品微生物関連情報
食品化学物質関連情報

--- page 1
--- page 32

食品微生物関連情報

【国際機関】

WHO

<http://www.who.int/en/>

1. 鳥と人の高病原性鳥インフルエンザ H5N1 アウトブレイク：食品の安全性との関連

Highly Pathogenic Avian Influenza H5N1 outbreaks in poultry and in humans: Food safety implications

INFOSAN Information Note No. 2/04-Avian Influenza

17 December 2004

最近のアジアにおける高病原性鳥インフルエンザ (AI) H5N1 による鳥のアウトブレイクは感染源およびヒトへの伝播のリスクに関して懸念が広がっている。WHO は感染した生きている動物との直接接触に加え、汚染された鳥製品との接触により AI が広まる可能性が懸念の背景にあると考えている。今日まで、汚染地域から出荷された、汚染された食品またはその製品を介して AI が伝染したという疫学的な情報はない。

鳥： AI ウイルスは汚染された生の鶏肉上で生存し、冷凍食肉等汚染された食品を介して広がり得る。一般に、低温でウイルスの安定性が増加する。H5N1 2004 ウイルスを用いた最近の安定性試験ではウイルスは糞便中で 4、35 日間生存し、37℃ でも 6 日検出された。また AI ウイルスは鶏舎環境等いろいろな表面上で数週間生存することができる。この生存性により、通常の食品の保存方法である冷凍、冷蔵により汚染された食肉中のウイルスの濃度や毒力を実質的に減らすことはできない。通常の加熱である中心温度 70℃ 以上によりウイルスは不活化される。今日まで十分加熱された、汚染された食鳥肉の摂食によりヒトが感染したという疫学的な証拠はない。

以上のことから十分に加熱された食鳥肉は安全であるが、冷凍または解凍された生の鶏

肉の加熱前の取り扱いはもし GHP が守られていない場合には、危険かもしれない。また鳥での AI のアウトブレイクを現在経験している地域では、生きている鳥が市場で扱われ、家庭でのとさつ、脱羽、内臓摘出等の作業により鳥の汚染部位に集中的に暴露されることは、作業しているヒトに重大なリスクをもたらす。最近の限られた研究によると、感染鳥のほぼすべての部分がウイルスで汚染されていた。鳥のアウトブレイクが発生しているエリアでは、生鳥の移動制限ならびに家の内外等で鶏群を自由に飼育するといった危険な行為は特段の注意を払って行うことによって、ヒトと生鳥の接触を最小限にすべきである。

卵： AI ウイルスは卵の中及び殻上から検出される。病気の鳥は通常産卵を停止してしまうが、病気の初期の鶏から産卵された卵のアルブミン、卵黄および殻表面にウイルスが含まれているかもしれない。卵殻上でのウイルスの生存時間により、鶏の項目でも説明したとおり、幅広いウイルスの拡散が可能である。適切な加熱のみが卵内に存在するウイルスを不活化できる。卵および加工品を食べたヒトが AI に感染したことを示唆する疫学的な証拠はない。また豚が AI に感染した鶏群由来の未加工卵を含む飼料を介しておそらく感染したという報告がある。

トラ： 最近、タイの繁殖動物園で、大量のトラがおそらく汚染された鶏を餌として与えられたことにより H5N1 に感染し、死亡することがあった。今までのところ、死亡した鳥類をそのまま、あるいはとたいとして餌として与えられたのか、明解な理解はできないが、食鳥処理場からのとたいであったと示唆されている。もし死んだ鳥そのままを与えられたとした場合、羽毛および呼吸器系に存在したウイルスとの濃厚摂食が原因と考えられ、一方食鳥食場からのとたいを与えられた場合、汚染した骨および肉の摂取により感染した可能性が高い。後者の場合、感染した鳥は加工することでヒトまたは動物の食用とすることができ、感染は生の肉を摂取することによって起こりうることを示唆された。その他 AI の歴史、過去の AI と Food safety 関連情報については

<http://www.who.int/foodsafety/micro/avian/en/>から入手可能。

2 . WHO Food Safety News

Issue No 13, 16th December 2004

FAO/WHO Second Global Forum of Food Safety Regulators - follow-up information

食品安全情報 25 号で既に紹介済み

WHO International Network of Food Safety Authorities (INFOSAN)

Global Forum 2 で発足した INFOSAN と INFOSAN EMERGENCY は GF 2 の参加者から絶大なる支持を受け、現在 121 カ国が INFOSAN Focal Points 及び INFOSAN EMERGENCY Contact Points を登録している。より詳細な情報は:

http://www.who.int/foodsafety/fs_management/infosan/en/

FAO/WHO Regional Conference on Food Safety for the Near East

FAO と WHO 合同で Jordan の Amman において 2005 年 3 月 5,6 日食品安全に関する政策決定者および専門家を対象にした近東地域食品安全会議を開催する。この会議ではこの地域での食品安全を推進するため実務的な行動計画およびの capacity building について議論する。より詳細な情報は: http://www.fao.org/es/ESN/food/meetings_neareast_en.stm

Joint FAO/WHO Nutrient Risk Assessment Project

Call for Experts: 24 November 2004 - 7 January 2005

第 24 号で既報のとおり、2005 年 5 月に予定されている栄養リスクアセスメントの国際的なアプローチを確立するための専門家ワークショップに参加する専門家の公募締め切りは 2005 年 1 月 7 日。Background Paper の質問へ回答希望者、情報を提供希望者、および専門家として応募希望者は次の web site から行える。:

<http://www.who.int/ipcs/highlights/nutrientproject/en/>

JECFA and JMPR

64 回 JECFA は 2005 年 2 月 9-17 日にローマで開催され、発ガン性のある物質を含む幾つかの汚染物質の評価を行う。特に興味深いのは食品中の acrylamide、ethyl carbamate (urethane) 及び polybrominated flame retardants のグループである。詳細は次の web site から: http://www.who.int/ipcs/food/jecfa/en/JECFA64_callUPDATE.pdf

Request for data of future meetings

tentative agendas 及び詳細なデータ公募が次の web site から入手可能

第 65 回 JECFA, 2005 年 6 月ジュネーブ, 食品添加物及び香料

http://www.who.int/ipcs/food/jecfa/en/jecfa65_call_final.pdf (第 21, 23, 25 報で紹介済み)

【データの提出期限が 2005 年 2 月 28 に延長されました。】

The 2005 年 JMPR, 2005 年 9 月ジュネーブ,

http://www.who.int/ipcs/food/jmpr/en/jmpr_2005_call_final.pdf

Summary reports of recent meetings

第 63 回 JECFA の報告書概要:

<http://www.who.int/ipcs/publications/jecfa/en/Summary63final.pdf>

2004 年 JMPR 会合 (9 月 20-29 日、ローマ) の報告書概要:

http://www.who.int/ipcs/food/jmpr/en/2004_jmpr_summaryreport.pdf

3 . コンゴ民主共和国における腸チフス

Typhoid fever in Democratic Republic of the Cong

15 December 2004

WHO は、コンゴから、2004 年 5 月に大腸菌のアウトブレイクのあった Kimbanseke, Kikimi, Masina および Ndjili の郊外で腸チフスのアウトブレイクが発生しているという報告を受けた。2004 年 12 月 13 日現在で患者数は 13,400 人である。10 月 1 日～12 月 10 日までの間に腹膜炎や腸穿孔を併発した者など重症患者 615 人が報告され、このうち 134 人が死亡した（致死率 21.8%）。32 検体のうち 5 検体が *S. Typhi* 陽性であった。この地域では、衛生状態が劣悪でさらに飲料水不足が報告されており、衛生教育や薬品配布が行なわれている。

http://www.who.int/csr/don/2004_12_15/en/

4 . 第 115 回執行理事会（2005 年 1 月）の議題

Provisional agenda EXECUTIVE BOARD EB115/1

EXECUTIVE BOARD、EB115/1(annotated)

Geneva, 17-25 January 2005

Agenda の“4.4 Infant and young child nutrition”として第 57 回の総会から送付された本議案が議論される予定（文書番号は EB115/07）。この中で Codex の問題、新生児用母乳代替品等中の *Enterobacter sakazakii* 汚染問題等が取扱われる。

http://www.who.int/gb/e/e_eb115.html

5 . 新たなインフルエンザ汎流行による影響の評価：準備態勢の強化

Estimating the impact of the next influenza pandemic: enhancing preparedness

8 December 2004

WHO とインフルエンザの専門家は、新たなインフルエンザ汎流行を懸念し、各国にインフルエンザ汎流行に対する準備計画の作成または更新を要請している。準備計画の中心は新たな汎流行がどれだけ致命的かを予測することであるが、この基本的な質問に対する専門家の回答は死者 200 万～5,000 万人と幅があり、回答にはそれぞれ科学的な根拠があるが、これだけ幅が生じるのは 1968 及び 1918 年の死者数が正確にわからないこと、1918 年の時代と現在の違いをどう評価するか（栄養、医療システムの向上 VS 国際旅行の増加による拡散速度の上昇）、将来の汎流行ウイルスの特徴や病原性、影響を受ける年齢層が不明等不確定要素が多いことによる。準備態勢の程度、医療システムの計画は死亡者数にも影響される。このような要因から、計画は強力でかつ柔軟でなければならないとしている。

WHO は、世界的な汎流行の拡散は止められないが、そのインパクトは準備により減らせるとし、各国の準備活動を評価するための手法の発行、抗ウイルス剤やワクチンの備蓄に関するガイダンスの提供、準備計画のための専門家会合の開催（実施済み）などの援助を続けていく予定であるが、加盟国に対し準備計画を作成するための必要なステップをとることの重要性を訴えている。また、ワクチンの開発を進め、汎流行の出現や拡散のメカニズムの研究を奨励している。

http://www.who.int/csr/disease/influenza/preparedness2004_12_08/en/

OIE

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

Disease Information

17 December 2004

Vol. 17 – No.51

1 . 高病原性鳥インフルエンザ (南アフリカ)

Highly Pathogenic Avian Influenza in South Africa

Follow-up Report No.4

2004年12月15日付けの報告

I. Eastern Cape 州

a) The Blue Crane Route Municipality 地域のアウトブレイクに関する最新情報 :

2004年8月初め、The Blue Crane Route Municipality 地域のダチョウに鳥インフルエンザが検出された。強化サーベイランスプログラムの結果、5農場で陽性例が見つかり、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)H5N2が確認された。2004年11月1日に、厳重なバイオセキュリティ対策を採ったうえで、1農場で新たな鳥の仕入れが開始された。

b) Grahamstown Municipality 地域のアウトブレイクに関する最新情報

陽性例の出た3農場で合計ダチョウ6,357羽が淘汰され、卵1,584個が処分された。これらの農場に隣接している、野生のダチョウ50羽を有する農場で陽性例が見つかり、鳥がすべて処分されることになった。

c) Camdeboo Municipality のアウトブレイク最新情報

The Blue Crane Municipality の北西180kmに位置する農場 Dalham、半径3km以内の2農場で2004年12月6日からの1週間中に淘汰が行なわれる予定である。

d) Ikwazi Municipality のアウトブレイクの情報

The Blue Crane Route Municipality のアウトブレイク後、その西150kmにある Ikwazi Municipality 内の町 Jansenville の農場で11月2日に陽性結果が出た。12月6日からの1週間中に淘汰が行われる予定である。

II. Western Cape 州

Eastern Cape 州のアウトブレイク後、2004年8月13日、全州で血清学的調査が実施され、Western Cape 州の38農場のダチョウに多くの疑い例が見つかった。疑いが出た全農場が隔離され、移動が禁止されている。しかし、以前に Western Cape 州のダチョウ1,490検体と鶏680検体のPCR検査ではすべてが陰性であり、ダチョウ93検体と鶏19検体からウイルスは分離されなかった。このため、PCR またはウイルス分離による確認は不成功であった。

疫学

Grahamstown, Camdeboo および Ikwezi municipality の感染農場は最初のアウトブレイクではないが、Eastern Cape 州の感染農場からダチヨウの追跡によって感染が見つかった。また、以上 3 地域が Eastern Cape 州の西部に位置することに注目する必要がある。

制御対策

Eastern Cape 州では全て処分する方針(slaughter-out)が適用され、感染の可能性のある家禽の輸出を停止された。国中にわたるサーベイランスは続行中である。

Eastern Cape 州：ダチヨウの検査は 352 農場、9,611 検体；鶏の検査は 86 養鶏場、2,994

検体。

Western Cape 州：ダチヨウの検査は 396 農場、13,264 検体；鶏の検査は 340 養鶏場、4,016 検体。毎週、農場検査が行われている。

その他：ダチヨウの検査は 260 農場、962 検体；鶏の検査は 1,101 養鶏場、11,789 検体。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec1

2．高病原性鳥インフルエンザ（香港）

Avian Influenza in Hong Kong, Special Administrative Region of the People's Republic of China in a Wild Bird

2004 年 12 月 13 日付け報告

12 月 4 日、Lok Ma Chau Spur Line Project の生態学的緩和地域 (ecological mitigation area) でアオサギ (渡り鳥) 1 羽の死亡が見つかり、H5N1 が検出された。アオサギが見つかった場所から 5km 以内の全農場が検査されたが、異常な死亡も疾患も認められなかった。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec2

3．高病原性鳥インフルエンザ（タイ）

Highly Pathogenic Avian Influenza in Thailand

Follow-up report No.36

2004 年 12 月 16 日付け報告

新しいアウトブレイクが 27 件報告された。鳥の種類は鶏、産卵アヒル、産卵鶏、ブロイラー、ウズラ、闘鶏およびペットの鳥で、感受性のある鳥 24,446 羽中、症状を呈するもの 1,203 羽、死亡 1,203 羽、処分 23,243 羽 (いずれも暫定の数字) であった。スクリーニング、隔離、発病した動物とその周辺すべての動物を殺処分する方式(stamping-out)、管理地域などの設定、国内の移動管理などの対策が採られている。ワクチンは依然禁止されている。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec5

FAO

<http://www.fao.org/>

12月20日付け鳥インフルエンザ 各国状況

Avian Influenza Country Situation as at 20/12/2004

1. タイ

2004年7月3日以来、57州で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)H5N1が確認され、100万羽以上が死亡または淘汰された。2004年12月9~16日、13州でHPAIアウトブレイク確認され、23,243羽が淘汰された。12月20日現在、16県57地域が21日間サーベイランス下にある。12月2~9日には新たなアウトブレイクはなかったが、12月13日にPattaniとNakorn Sri Thammaratの2県でアウトブレイクが確認された。11月5日、Sri Saliarnで見つかった死亡したハト数百羽にH5N1が確認された。10月と11月に渡り鳥を含む鳥類68種類の1,011サンプルを検査したところ、このうち10サンプル(0.98%)がH5N1陽性であった。

2. ベトナム

6月末以来、14省と1市で鳥インフルエンザが確認され、81,528羽が死亡または淘汰された。2つは以前にH5感染が報告された。2004年12月12日にはCan Tho市、11月23日にはBac Lieu省でアウトブレイクがあり、それぞれ3,665羽と2,160羽が淘汰された。
ProMED-Mail に関連記事

3. インドネシア

2004年10月、Banten州で鳥インフルエンザが確認され、5,000羽以上が死亡した。12月13日、West Nusa Tenggaraでもアウトブレイクが報告された。Lombok島では家禽の43%が感染した。ワクチン約250,000回分が配布された。

4. 香港

上記OIEに記載済み

5. マレーシア

11月26日、Kelantan州でアウトブレイク発端地域の半径10km以内から採集したサンプルにH5N1が検出され、約200羽が淘汰された。

6. 南アフリカ共和国

上記OIEに記載済み

7. 韓国

Kangwon道で低病原性鳥インフルエンザH9N2が報告され、同地域が隔離された。

8. 台湾

台北近隣で、H5N2に感染した渡り鳥とH5N6に感染した鳥がそれぞれ1羽見つかった。

9. ロシア

食品安全情報 No.25 の ProMED-Mail 10 に記載済み

http://www.fao.org/ag/againfo/subjects/en/health/diseases-cards/special_avian.html

WTO

<http://www.wto.org/>

オランダ政府が90万ユーロの支援を約束

The Netherlands pledges 900,000 euros for the Standard Trade Development Facility

Press release

30 November 2004

オランダ政府が SPS 協定に基づく国際基準を途上国が理解し、分析し、実施する能力を開発するための WTO,WHO,WB,FAO,OIE 合同基金（食品安全情報第 25 号、FAO 食品安全および品質最新情報 No.23 で紹介）に 90 万ユーロを貢献することを約束した。

http://www.wto.org/english/news_e/pres04_e/pr389_e.htm

【各国等政府機関等】

FDA

<http://www.fda.gov/>

2005 年の食品安全調査に関するコメント募集

Comment Request; 2005 Food Safety Survey

2 December 2004

FDA が食品安全調査の内容、計画等について、規則に基づき 2005 年 1 月 31 日までパブリックコメントを募集している。

FDA は食品安全に関する消費者調査を計画しており、消費者の意識、知識、懸念事項、実践法などについて、無作為に選ばれた 4,000 人に電話によるインタビューを行う。質問事項は、食品のリスク認識、食品汚染源の認識、特定の微生物についての知識、食品の取り扱い方、動物性生食品の消費、食品由来疾患の認識、食品アレルギーの経験などである。

FDA は、2001 年に同様の調査を行ったが、消費者教育プログラムや規則作成のために、最新情報を必要としており、データは、安全な取り扱い法の変化やアレルギー反応を把握するためにも用いられる。新しい項目として、BSE、アクリルアミド、冷蔵法、生鮮食品の洗浄についての新しい疑問点などが含まれる。

<http://www.fda.gov/OHRMS/DOCKETS/98fr/04-26551.htm>

CDC

<http://www.cdc.gov/>

**商業的に加工された卵サラダによる *Salmonella* Serotype Typhimurium アウトブレイク
ーオレゴン州 2003 年**

Salmonella Serotype Typhimurium Outbreak Associated with Commercially Processed Egg Salad --- Oregon, 2003

MMWR, December 10, 2004/53(48); 1132-1134

2003 年オレゴン州の疫学者がオレゴン州の公衆衛生ラボで 9 月に *Salmonella* Serotype Typhimurium の分離数が多いことに気付いた。16 の分離株のうち、6 株が PFGE パターンが一致した。この検査室での知見によりオレゴン州と CDC による調査が開始され、1 つのスーパーマーケットチェーンに、あるベンダーから納品された卵サラダを作るためのキットを原因とした 18 例の *S. Typhimurium* 患者を特定した。FDA が施設の調査を行ったが、汚染のメカニズムを解明することはできなかった。これは商業的に加工され、広範囲に販売された固ゆで卵による *S. Typhimurium* のアウトブレイクの最初の報告例である。

<http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5348a3.htm>

USDA-ARS (USDA Agricultural Research Service)

<http://www.ars.usda.gov/>

Agricultural Research Magazine, December 2004 - Vol. 52, No. 12

1 . フォーラムーARS の狂牛病、スクレイピー等との戦い

Forum—ARS Battles Mad Cow, Scrapie, and Other TSEs

TSEs Touch Off ARS Research

2003 年カナダ産の牛から TSE が初めて発見された当時の検査の経緯、感染の経緯に関する調査、動物間の伝播、潜伏期が短い動物モデルの開発、遺伝子上 TSE に抵抗性の牛の系統の開発等の ARS が行ってきた調査研究の review が紹介されている。

<http://www.ars.usda.gov/is/AR/archive/dec04/>

2 . 新しい官能検査施設オープン

New sensory testing facility open

December 16, 2004

ARS News Service

ARS は MD 州 Beltsville の Food Technology and Safety Laboratory に食肉製品の安全性と品質に関する官能検査施設が完成したことを明らかにした。

カナダ食品検査局 (Canadian Food Inspection Agency: CFIA)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 休暇中の食品安全へのヒントに関する注意書を発行

FOOD SAFETY FACTS FOR THE HOLIDAYS

December 13, 2004

Factsheet

カナダ食品検査局(CFIA)が、クリスマス休暇中の食品安全のためのヒントを収載する”Food Safety Facts for the Holidays”を発行した。食事については、食品を安全な温度域内に保持すること(温かい食品は 60 以上、冷たい食品は 4 以下)のほか、腐敗しやすい食品を安全な温度域外に 2 時間以上放置しないこと、完全に火を通してすぐに供することなどが挙げられている。食品の運搬についても同様運搬中の温度に注意することが重要であるとされ、そのほか、オイル漬けの野菜やハーブ、卵製品、低温殺菌されていない飲料、残り物の保存についても安全な取り扱い方法が示されている。

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/foodfacts/holidaye.shtml>

2. 七面鳥の安全な取り扱いに関する注意書を発行

FOOD SAFETY FACTS FOR TURKEY

December 13, 2004

Fact sheet

CFIA が、七面鳥の安全な取り扱いに関する Food Safety Facts for Turkey を発行した。これによると、七面鳥は消費期限に注意して購入し、他の食品と接触しないように 4 以下で保存、2 日以内に調理する。調理の前後に手を洗い、調理後に調理器具を消毒する。オーブンの温度は 177 以上、肉の内部の温度は 85 以上、詰め物の温度が 74 以上になるまで焼く。調理済みの七面鳥を購入する場合は 60 以上で保存し、2 日以内に食べる。残った場合はすぐに冷蔵し、2~3 日以内に 74 まで再加熱して食べるなどのような注意が示されている。

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/foodfacts/turkeye.shtml>

3. BSE サーベイランス補償プログラム

12 Dec 2004

National BSE Surveillance Reimbursements Program

カナダの BSE 検査頭数は増加中であり、2005 年 12 月までに少なくとも 38,000 頭を検査する計画である。CFIA は、疑わしい動物を CFIA に報告した畜産業者と獣医師に、獣医

師の検査料とと体処分費用の一部を負担するプログラムを開始した。補償金を受け取るには、畜産業者はカナダの BSE サーベイランスプログラムの諸条件を満たし、同意書に署名しなければならない。畜産業者が直接 CFIA に報告した場合は畜産業者に 75 ドルが支払われる。獣医師を介して報告された場合には、最高 100 ドルが獣医師に支払われ、畜産業者が払うべき検査料から補償金相当額が相殺される。

<http://www.inspection.gc.ca/english/anima/heasan/disemala/bseesb/surv/produce.shtml>

4. カナダが BSE に関する法律を一部改正する提案

Regulations amending certain regulations administered and enforced by the Canadian Food Inspection Agency

December 11, 2004

Canada Gazette Part 1 Volume 138, Number 50

2004 年 7 月 9 日、カナダ政府は新しい飼料規則導入の予定を発表し、飼料に特定危険部位(SRM)を使用しないことを提案している。現行の 1997 年の飼料規則の枠組みを Health of Animal Regulations に残し、SRM と死亡した牛に関して次の事項の追加が提案されている。SRM および不適切とされて死亡した牛など反芻動物由来タンパクをペットフードも含む飼料や肥料に使用することの禁止。除去された SRM を分離し、専用器具で扱うこと。SRM と死亡した牛について、マーカ・染色・トレーサーなどの追加によって識別し、除去してから最終的な処分または食品・飼料・肥料以外の目的に利用されるまでを記録して追跡できるようにすること。SRM と死亡した牛を処分または利用する方法・条件の設定。そのほか、レンダリング施設において禁止されているタンパクを扱うラインや装置を専用にする、肉骨粉製造に関する基準の設定、飼料中の禁止されているタンパクの有無の確認、ラベルの変更、レンダリング製品の輸出証明の義務化などがある。改正の提案は、CFIA のウェブサイト www.inspection.gc.ca または Canada Gazette のウェブサイト www.canadagazette.gc.ca から入手可能である

<http://www.inspection.gc.ca/english/whatsnewe.shtml>

5 . 種卵品質プログラムの技術面の見直し完了

Canadian Hatching Egg Quality Program Completes Technical Review – Part One

December 10, 2004

Canadian Broiler Hatching Egg Marketing Agency (CBHEMA)の農場における食品安全プログラム、The Canadian Hatching Egg Quality Program (CHEQ)の技術面の見直しが完了した。カナダ国内の生産者組織の HACCP モデル、プログラムの技術面での適切性や HACCP の原則の遵守を確認するために生産者マニュアルが評価された。見直しの結果、プログラムが技術的に適切であることが判明し、CBHEMA は自信を持ってプログラムを進めることができるとした。

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/polstrat/reco/20041209e.shtml>

Eurosurveillance

<http://www.eurosurveillance.org/index-02.asp>

volume 8 issue 51, 16 November 2004

1. ルッコラサラダによる *Salmonella* Thompson の国際的アウトブレイク 続報

International outbreak of *Salmonella* Thompson caused by contaminated rucola salad – update

11月にノルウェーからルッコラサラダによる *Salmonella* Thompson (ST) のアウトブレイクの報告があった。調査の結果、患者のほぼ全員がルッコラ入りのサラダを食べていたことがわかった。これまでに患者20人が確認されたが、12月にはいって新しい患者の報告はない。European Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF, (<http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/>))を通じて、スウェーデンでも同じイタリアの製造業者のルッコラからSTが分離されたことが報告され、11月25日に製品は回収された。対策が採られた後、禁止は12月14日に解除された。

胃腸感染症の国際的サーベイランスネットワーク Enter-net, (http://www.hpa.org.uk/hpa/inter/enter-net_menu.htm)を通じて、STの報告数が増加していないかどうか調査したところ、スウェーデン、イングランドおよびウェールズでも、8月以来ST感染患者が増加している可能性があることが報告があった。STはサルモネラ属のなかでは稀な血清型であり、2003年にヨーロッパで報告されたサルモネラ症患者73,894人のうちSTは192人(0.26%)、2002年は70,296人中153人(0.22%)である。3カ国で同時に発生したことは非常に珍しく、患者と食品からの分離株をPFGEによって分析中である。

最近、デンマークとスロベニアでもイタリアから輸入されたルッコラにサルモネラが検出され、スウェーデンでは *Campylobacter* も検出された。ノルウェーでは、ルッコラを含むミックスサラダから *Salmonella* Braenderup が分離された。

各国で検出された血清型は異なるため、そのアウトブレイクは今回のST感染患者と関連性がないと考えられる。生で消費される生鮮食品の製造規範の必要性、広範囲に配送される生鮮食品による大規模なアウトブレイクの可能性が浮き彫りにされた。今回の調査では、Enter-Net、Early Warning and Response System、RASFFのような国際的ネットワークによる迅速な情報の伝達が大いに有用であった。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2004/041216.asp#2>

2. ヤギの組織内の BSE 病原体：予防策の検討

BSE agent in goat tissue: precautions discussed

2004年10月28日、ECが2002年にフランスでと殺されたヤギにBSE病原体が存在し

ている可能性がある」と発表した。さらに詳細な検査のために組織標本が EC の TSE 研究所に送られたが、11月26日、結果の確認にはさらに2カ月を要すると発表された。陽性結果が確認された場合に備え、EC は対応策の協議に入っている。

これまでヒツジとヤギに BSE プリオンが自然発生したことはなかったが、実験では感染が認められている。小型反芻動物は 1980 年代と 1990 年代にウシに BSE を拡散させたのと同じ飼料が給餌されており、BSE 感染が自然におきるスクレーパーに隠れている可能性が懸念されている。2004 年初期、英国のヒツジに新しい型の TSE が検出され、後に BSE の原因であるプリオンによるものではないことが確認された。

11月30日、EU TSE ワーキンググループがもしヤギの BSE の発見が確認された場合の規則改正案について協議した（今後数ヶ月継続協議される予定）。提案事項には、あらゆる年齢のヤギの特定危険部位(SRM)リストに、全消化管、リンパ節を含む胸腔および腹腔の器官、前大腿リンパ節および前肩胛リンパ節、全ての頭部、扁桃を追加することが挙げられている。脊髄は、12 カ月齢以上の SRM としてそのまま存続される。この提案によると、感染の可能性のある組織のほとんどを除去することになる。改正提案の対象はヤギのみであるため、と殺後のヒツジとヤギの識別が課題となり、ヤギのタグが必要となるかもしれない。提案は 2005 年初めの EU Standing Committee on the Food Chain and Animal Health(ScoFCAH)で検討される予定である。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2004/041216.asp#4>

3 . ヨーロッパの食品安全及び衛生に関する法規則の改正の概要

Overview of incoming changes to European food safety and hygiene legislation

Eurosurveillance weekly Volume 8 - issue 50, 8 December 2004

今後 2 年間に改正される次のような食品安全に関する法規則の概要を紹介している。
食品法、食品安全に関する一般要件 2005 年 1 月から施行 (Regulation 178/2002 [1])
食品に関する一般的な衛生要件 2006 年 1 月から施行(Regulation 852/2004 [2])
動物性食品に関する特別の衛生要件 2006 年 1 月から施行 (Regulation 853/2004 [3])
食用の動物性製品の公的コントロールの組織 2006 年 1 月から施行(Regulation 854/2004 [4])、動物由来製品の生産、加工および流通の組織のための家畜衛生に関する規則 2005 年 1 月から施行(Directive 2002/99 [5])

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2004/041208.asp#1>

European Commission, DG Health and Consumer Protection - Food Safety

http://europa.eu.int/comm/food/index_en.htm

1 . ヨーロッパを感染症から守る：新しい EU の健康局の所長ノミネート

Protecting Europe from epidemics: Director named for new EU health agency

14 December 2004

European Centre for Disease Prevention and Control (ECDC)の The Management Board はハンガリーの Mrs Zsuzanna Jakab を初代 Director にノミネートした。新しい組織である ECDC はヨーロッパの感染症に対する防御を強化するために設立されるもので、2005 年始めに欧州議会で指名が確認された後、スタッフのリクルーティングおよび欧州全体の感染症コントロールの専門家とのネットワークづくりがはじまる。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/04/1472&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

2 . EU 動物衛生戦略(2007-13) EU 内での動物衛生の予防とコントロールを改善するための新しい動物衛生戦略の確立

EU Animal Health Strategy (2007-2013) A new Animal Health Strategy to improve the prevention and control of animal disease in the EU has been established

現在行われている EU の動物衛生政策の外部 review の後、疾病の発生予防、緊急ワクチン接種をより実行可能な選択肢とすること、法令および財政的な新たな措置の簡略化等を目的とした新しい EU の動物衛生戦略が作成されることになっている。外部 Review は 2005 年から始まり、2006 年 10-11 月には終わり、Commission Communication は 2007 年半ばに採択されることを目指している。

http://europa.eu.int/comm/food/animal/diseases/strategy/index_en.htm

3 . 世界の動物衛生のための技術的なプラットフォームが立ち上がる

Technology Platform for Global Animal Health launched today

Brussels, 16 December 2004

本日(12月16日)、European Commission によって立ち上げられた世界の動物衛生のための技術的なプラットフォームは、業界主導によるパートナーシップで Development Commissioner の Louis Michel 氏、Science and Research Commissioner の Janez Potocnik 氏および Health and Consumer Protection Commissioner の Markos Kyprianou 氏が支持している。このイニシャチブは途上国及びヨーロッパの主な動物の疾病に取り組むために設立されたもので、共通の研究アジェンダを明確にし、加盟国、EC、官民の経済的および科学的なリソースを大規模に動員させることにより、新しいワクチンや診断法の開発アウトブレイクの予防とコントロールのための研究等を活性化させ、それらにより動物衛生および動物保護、食品の安全性、人の健康および市場へのアクセス（特に途上国による）等の改善に貢献することができると考えられている。

http://europa.eu.int/comm/food/animal/diseases/strategy/index_en.htm

4 .2004 年 10 月 19 日、ブラッセルで開催された Standing Committee on the Food Chain and Animal Health のサマリーより抜粋

Summary Record of the Standing Committee on the Food Chain and Animal Health
Held in Brussels on 19 October 2004

6. EC は、クロタチカマス(Gempylidae)科に属する水産品の毒性について EFSA の食品チェーン内における汚染物に関する科学的パネルからの意見を加盟国に提示した。

クロタチカマス科に属するパラムツ属 Oilfish(Ruvettus pretiosus)とアブラソコムツ属 Escolar(Lepidocybium flavobrunneum)は、摂食した wax エステルを代謝せず、そのまま体内に蓄積するので、これらの魚を食べたヒトは wax エステルのために、下痢や急性胃腸疾患を起こすことがある。健康被害を及ぼさない摂取量を決定するのは不可能であるが、適切な調理で防ぐことは可能である。EC は、加盟国との議論後、市販が禁止されている毒魚類リスト中にクロタチカマス科の水産品を含めるため、規則を見直す可能性がある。

9. 動物の副産物の処分または利用に関する規則と、バイオガスの transformation とレンダリングされた獣脂の加工に関する Annex VI の改正のドラフトについて、意見交換が行われた。EC は、一部の物質に関して一定の条件下で、アルカリ加水分解、高圧高温加水分解、高圧加水分解バイオガス、バイオディーゼル産生および Brookes ガス化 (Bookes gastification) を承認する規則のドラフトを加盟国に提示した。ドラフトには、上記を承認した結果、バイオガスの transoformation と獣脂の加工に関する Regulation (EC) No 1774/2002 に必要となる変更も加えられている。

EC は 2004 年 3 月 17 日の食物連鎖・動物衛生常設委員会(SCFCAH)で満場一致で賛成し、適用は 2005 年 1 月 1 日に延期された。

EC の宣言

人間の消費用ではない動物の副産物に関する Regulation (EC) 1774/2002 は 2003 年 5 月 1 日に適用され、動物の副産物の処分法と利用法について規定している。Document SANCO/2153/2003 Rev.15 は、Regulation (EC) No 1774/2002 の実行と、Annex VI の改正に関する Commission Regulation のドラフトであり、新しい 5 種類の加工法を承認している。

2004 年 3 月以来、EFSA は「熱ボイラー加工 (thermal boiler process) による獣脂の燃焼」(2004 年 4 月 22 日)と「バイオディーゼル加工」(2004 年 6 月 2 日)に関する 2 つの意見を発表してきた。これらに従い、EC は Document SANCO/2153/2003 Rev.15 の変更を行う予定である。

15. EC は、TSE と動物栄養に関する Regulation (2005 年 1 月 1 日から適用予定)の Annexe IV を改正する Commission Regulation のドラフトを加盟国に提示し、意見交換が行われた。一部の動物性タンパクが TSE 感染性を含む可能性があること、またはフィッシュミールのようにこれらのタンパクが飼料中の非常に微量の TSE 感染性タンパクを検出できなくするおそれがあることから、2001 年以来飼料中の家畜用飼料に一部の動物性タンパクを使用することが禁止されている。しかし、飼料中の哺乳類タンパク検出に関する研究が大きく進

歩したため、反芻動物へのフィッシュミールの給餌禁止は解除するべきである。また、反芻動物の皮膚由来の加水分解されたタンパクによって、非反芻動物に TSE が自然発生した証拠はなく、非反芻動物から加水分解されたタンパクの給餌制限は解除するべきである。さらに、非反芻動物の TSE の自然発生はないため、非反芻動物由来の血液製品の給餌制限も緩和するべきであり、これらのタンパクは一部の疾患で抗生物質に代わる予防法としても考えられている。

16. EC は、ウシ、ヒツジおよびヤギの TSE の疫学的サーベイランスに関する Regulation の Annexes III と X を改正する Commission Regulation のドラフトを加盟国に提示し、意見交換が行われた。

2002 年 4 月、科学運営委員会 (SSC) が、ヒツジにおける BSE を調査するための戦略を推奨し、株タイピングに関する専門家パネルが SSC の戦略をさらに明確化した。また、加盟国による TSE 報告を調整し、様々な年齢層の有病率を評価するために、検査を受けた牛の年齢分布など他の情報も要求すべきであるとされた。

http://europa.eu.int/comm/food/committees/regulatory/scfcah/controls_imports/summary37_en.pdf

European Food Safety Authority (EFSA)

<http://www.efsa.eu.int>

1 . EFSA マネージメントボードはその科学パネルの独立性と透明性が確保されていることを強調

EFSA Management Board reiterates its confidence in the independence and commitment to transparency of its Scientific Panels

20 December 2004

EFSA Management Board は 12 月 16 日の会議において、重要な原則である独立性と透明性の重要性を確認した。これは 11 月 26 日に出版された friends of the Earth の EFSA およびその GMO に関する仕事を批評した報告書がきっかけとなったものである。Management Board は 11 月 29 日に EFSA が対応のため出した、GMO パネルの科学専門家は商業的およびその他の影響を排除した、独立した、権威あるアドバイスを提供する責務を果たしていると信じているという声明を支持した。

EFSA は専門家が自国の GMO 評価委員会のメンバーであることは Conflict of interest には該当しないという立場である。Management Board 会議に関するすべての文書は次のアドレスから入手可能

http://www.efsa.eu.int/mboard/mb_meetings/740_en.html

http://www.efsa.eu.int/press_room/press_release/743_en.html

2. 飼料添加物のためのアセスメントのための抗生物質耐性のクライテリア更新に関する作業文書についてのパブリック協議

Public Consultation of the Working Document on Updating Criteria for Resistance to Antibiotics for the Assessment of Feed Additives

20 December 2004

EFSA はヒト及び獣医学上重要な抗生物質に対する耐性細菌を評価する際に用いるクライテリアを更新するための作業グループを立ち上げた。この文書は仕上がった際には、指針として用いられる。作業文書は以下のアドレスから入手可能

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_consultaiton/748_en.html

3. スタニングによる脳内物質流出の危険に関する EFSA の意見

Opinion of the European Food Safety Authority on BSE risk from dissemination of brain particles in blood and carcass following stunning

7 December 2004

EC は、EFSA と Scientific Panel on Biological Hazards に、スタンニング法によって脳内物質が血液などに流入する危険について、2002 年の意見を更新するよう要請した。

Scientific Panel on Biological Hazards は、牛を失神させる貫通式ならびに非貫通式家畜銃と羊の貫通式家畜銃による脳の損傷により、中枢神経系(CNS)組織の塞栓が生じて静脈中に流出する可能性があるという結論を下した。このため、非貫通式は貫通式の代替法にはならないとされた。また、CNS 組織の塞栓が発生する可能性は牛より羊の方が高い。上記の失神法による CNS 塞栓の発生は確認されたが、CNS 物質の存在と定量に関する検査法は不十分であり、電気的スタンニング法などの代替法と CNS 塞栓との関連性の有無は確認できていない。

Scientific Panel on Biological Hazards は、CNS 塞栓を防ぐためのスタンニング法変更や代替法の研究、CNS 塞栓の分布への全身動脈循環の関与に重点を置いた CNS 塞栓発生に関する確認試験、スタンニングによる器官/組織への CNS 物質流入の検出法と定量法の開発が必要であるとしている。

http://www.efsa.eu.int/science/biohaz/biohaz_opinions/731_en.html

Food Standard Agency, U. K.

<http://www.food.gov.uk/>

1. 国民栄養調査 Vol.5 が出版

Volume 5 of the National Diet and Nutrition Survey (NDNS) has now been published.

16 December 2004

イギリス国民の食習慣および衛生状態に関する情報を集めるため、19～64才までの青年男子を対象に食品および栄養の摂取量、栄養状態、肥満、血圧および物理的な活動等について調べた国民栄養調査 Vol.5 が出版された。調査の結果は栄養政策の策定及び健康的な食事に関する政府のアドバイスの根拠として貢献する。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/ndnsvolfive>

2. Board update December 2004

13 December 2004

The Food Standards Agency は公開 Board meeting を 12 月 9 日ロンドンで開催した。次の 5 つの文書が the Board において議論された。

- the Wall Review of Casualty Testing Failures: Next Steps;
- Review of Over Thirty Months Rule: Progress Report on the Assessment of Robustness of the Proposed BSE Testing Regime;
- BSE and Sheep Contingency Policy;
- Report from the Chair of the MHS Governing Board;
- and a paper on the White Paper on Public Health: Choosing Health and the FSA's Strategic Plan 2005/10

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/boardupdate1204>

3. 特定危険部位およびその他の BSE コントロール違反月報 2004 年 11 月

Monthly report of specified risk material and other BSE Control breaches for November 2004

07 December 2004

輸入および国内の食肉から SRM が検出された事例の報告。ここに記載された食肉等は廃棄されており、食品流通には入っていない。

<http://www.food.gov.uk/bse/bsearchive/206>

Department Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA) U. K.

<http://www.defra.gov.uk/>

1 . DEFRA が FMD 発生時の政府の緊急対応計画の評価を公表

DEFRA PUBLISHES REPORT ON EXERCISE HORNBEA

15 Dec 2004

DEFRA が FMD 発生時の政府の緊急対応計画を検証した報告書を提出した。この review は DEFRA 及びそのパートナーに対し FMD 発生時の役割と責任を明確にさせる機会とな

った。今年6月、FMDアウトブレイク発生後7,8日目という想定で訓練が行われた。この報告書では各々のステージにおいて、将来の action が必要な問題が指摘され、またそれらがどのようにとりくまれるべきかについて提言がされている。DEFRAはこの報告書をもとに、2005年夏の国会前にFMD緊急対応計画の改訂版を作成する予定である。

<http://www.defra.gov.uk/news/2004/041215d.htm>

2. 非定型スクレイピー最新情報

'Atypical Cases of Scrapie – An Update

7 December 2004

英国の獣医研究所 (VLA)が、英国ではこれまで報告されていない新しい型のスクレイピーを検出した。2003年にも別の検査方法で少数の検体に非定型を示唆する結果が出ていた。さらに詳細な検査により、非定型スクレイピーが存在すること、BSEとの類似性がみられないことが示された。これまでに検査を行った110,000検体のうち83検体が非定型であり、このうち12検体は通常スクレイピーに抵抗性の遺伝子型のヒツジの検体であった。他のヨーロッパ諸国からも同様の非定型スクレイピーが報告されている。この確認にかかわらず、DEFRAはスクレイピーに感受性の遺伝子型をもつ羊群の淘汰を目指す National Scrapie Planは継続するとしている。

<http://www.defra.gov.uk/news/2004/041207b.htm>

CDR Weekly

<http://www.hpa.org.uk/cdr/>

Volume 14 Number 51, 16 December 2004

1. インフルエンザ汎流行に対する準備

Influenza pandemic preparedness

上記WHOの記事5.で紹介してあります。

Volume 14 Number 50, 9 December 2004

以下のデータが発表され、それぞれのアドレスから入手可能である。

2. イングランドとウェールズの食品由来疾患の一般的アウトブレイク：2004年第44～48週

General Outbreaks of Foodborne Illness, England and Wales: Weeks 44-48/04

http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/enteric.htm#Gen_44_48

3. HPAに報告されたイングランドとウェールズのサルモネラ感染症(便検体)：2004年10月

Salmonella infections (Faecal specimens), England and Wales, reports to the HPA (Salmonella data set): October 2004

<http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/enteric.htm#salmonella>

4 . イングランドとウェールズに多い胃腸感染症、ラボの報告：2004 年第 44 ~ 48 週

Common gastrointestinal infections, England and Wales, Laboratory reports: Weeks 44-48/04

<http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/enteric.htm#common>

5 . イングランドとウェールズの食品由来疾患の一般的アウトブレイク：2004 年 4 ~ 6 月

General Outbreaks of Foodborne Illness, England and Wales: April to June 2004

http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/enteric.htm#gen_quart

6 . HPA のサルモネラデータセットに報告されたサルモネラ血清型：2004 年 7 ~ 9 月

Salmonella serotypes recorded in the Health Protection Agency Salmonella data set: July to September 2004

http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/enteric.htm#gen_quart

Hong Kong Information Service Department

<http://www.news.gov.hk/en>

Press release

December 23, 2003

乳児用調整粉乳回収

Infant formula powder recalled

香港政府は、Mead Johnson がフランスでの事故を受けて、予防的な対策として、すべての Pregestimil 調製粉乳を全世界の市場から回収を開始したことを注意してモニターしている。Mead Johnson が香港食品環境衛生部に提出した最初の情報によると、10 月から 12 月の間に、フランスで 4 人の未熟児が *Enterobacter sakazakii* に感染したとのこと。そのうち、3 人は調製粉乳である Pregestimil を溶かしたものを与えられていたが、病気の原因はまだ不明である。Mead Johnson によると当該バッチは香港では販売されていないが、予防的に商品は回収されるとのこと。保健部は仏当局へより詳細な情報提供を求めて、また公立・私立の病院から最近の *E.sakazakii* 感染の情報を集めている。

<http://www.news.gov.hk/en/category/healthandcommunity/041223/html/041223en05003.htm>

The French Ministry of Health

<http://www.sante.gouv.fr/>

Communiqué

Pregestimil の代替品使用についての勧告に関するプレスリリース

A new press release regarding recommendations for substitution of Pregestimil with other products

23 December 2004

入院中の未熟児における *Enterobacter sakazakii* 感染を受け、Mead Johnson は乳児用調整粉乳である Pregestimil のすべてのバッチをフランス市場から回収することについて、保健当局と合意した。Pregestimil は3ヶ月令以下の3,500人（月平均）の乳児が使用しており、仏では家庭用および病院用を含めて50%のシェアを占めており、この回収により、5つの他社製代替品に変更することによるアレルギー、吸収障害等のリスクを最小減にするよう関係者に呼びかけている。

http://www.sante.gouv.fr/htm/actu/31_041223b.htm

Institut de Veille Sanitaire = National Institute for Public Health Surveillance

<http://www.invs.sante.fr/>

1 .2004年10-12月フランスにおける Pregestimil®による *Enterobacter sakazakii* 感染症

Infections à *Enterobacter sakazakii* chez des nouveaux-nés ayant consommé du Pregestimil®, préparation pour alimentation des nourrissons et enfants en bas âge, France, octobre à décembre 2004

Bilan préliminaire de l'investigation nationale et recommandations de signalement

20 December 2004

10月25日から12月13日までの間、5つの病院に入院していた未熟児において死者2名を含む5名が *Enterobacter sakazakii* に感染し、他の5名では腸内コロナイゼーションしていることが確認された。これら10人中9人が乳幼児用食品 Pregestimil®を摂食していたことが判明した。

http://www.invs.sante.fr/display/?doc=presse/2004/le_point_sur/pregestimil_211204

2 .1992~2002年のフランスにおけるクロイツフェルトヤコブ病

La maladie de Creutzfeldt-Jakob en France, 1992 - 2002

9 December 2004

フランスのクロイツフェルトヤコブ病(CJD)のサーベイランスによると、2002年に報告された患者1,062人のうち、最終的にCJDと診断されたのは12%であった。1992～2002年には、991人のCJD患者が記録された。50歳未満での発症は極めて少なく、50歳から加齢にしたがって増加し、70～79歳でピークに達する。年間発生は、1992年の100万人当たり0.72人から2002年は1.80人に増加した。

http://www.invs.sante.fr/publications/2004/mcj_1992_2002/index.html

3. フランスにおける繁殖鶏に対するサルモネラ対策と人のサルモネラ症減少の関連

Evaluation du lien entre la politique de lutte contre les salmonelles dans les élevages de volailles et la diminution du nombre de cas de salmonelloses chez l'homme en France

9 December 2004

The national Center of reference of Salmonellasによるサルモネラ症のモニタリングの結果、1997年から2001年の間33%の減少がみられた。この減少は繁殖鶏に対して実施されたS. Enteritidis (SE) and S. Typhimurium (ST) 対策の実施と重なり合う。この報告書では人のSEの減少が対策の実施直後から目立ったことから、SEはほぼ確実に、STについてもおそらく、対策の実施が人のサルモネラ症減少の要因と結論つけている。

報告書の全文とサマリーは次のアドレスから入手可能

http://www.invs.sante.fr/publications/2004/salmonelles_volailles/index.html

The Swiss Federal Veterinary Office (L'Office vétérinaire federal)

<http://www.bvet.admin.ch/>

Communiqués - [17.12.2004]

BSEの大幅な衰退

Recul massif de l'ESB (Massive retreat of BSE)

スイスにおけるBSE発生数は年々減少しており、2003年の21頭から今年は3頭になっている。これはBSE対策が有効であることを示しているとしている。BSE発生頭数の減少傾向は90年代半ばから続いており、BSEの潜伏期が4～5年であることから、対策の効果が今頃現れたと考えられている。しかし、BSEは微量のプリオンによって感染することからBSE対策を緩めてはいけなないと考えている。またスイスでは40,000頭のヒツジについてスクレイピーとBSEの検査を行い、今年は4頭スクレイピー陽性、うち1頭は典型的、3頭は非定型であった。フランスでのヤギのBSEの疑いを受け、ヤギとヒツジの検査が重要としている。

<http://www.bvet.admin.ch/news/mitteilungen/00164/index.html?lang=fr>

New Zealand Food Safety Authority

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. ニュージーランドの輸入プログラムの見直し報告発行

Import Review report released

15 December 2004

New Zealand Food Safety Authority が、食品・食品関連製品・農薬の輸入プログラムを見直す最終報告を発行した。報告書には review team が 10 カ月間の調査、現行システムの包括的な review および協議の結果導き出した結論と勧告事項が収載されている。続いて NZFSA は、報告書中に挙げられた問題事項に取り組み、政府の検討に対する準備をする。勧告事項に対する政府の反応は 2005 年 3 月末までに表明されると考えられている。報告書は、NZFSA ウェブサイトからのダウンロードも可能である。

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2004-12-15-imports.htm>

2. 屋台や売店の食品管理についての意見募集

Bring a plate still on menu, says NZFSA

10 December 2004

食品に関する政府の包括的見直し“Domestic Food Review”により、ニュージーランドの伝統的な bring-a-plate gathering (皿だけ持ってきて料理をごちそうになる会合)、売店や屋台の出るイベントができなくなるかもしれないという懸念が起こっており、NZFSA が対応した。bring-a-plate gathering は食品を販売しないため、この review の対象ではない。しかし資金集めのためのソーセージ屋、学校のお祭り、地域のフェア等は監視対象として考えられている。NZFSA は、可能な限り規制介入を少なくしたいが、リスクは減少させたいとしている。現在、NZFSA はこのような場合の食品をハイリスクとは考えていないが、NZFSA がこの問題を管理することを団体や個人がどのように考えているか、広く意見を聞きたいとしている。このようなイベントで食品安全を確保する方法としては、規制より、教育システムの導入が考えられる。たとえば、食品の安全確保に役立つ簡単な食品安全チェックリストである。意見提出の締め切りは 2005 年 2 月 28 日まで延長された。

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2004-12-10.htm>

Food Standards Australia New Zealand (FSANZ)

<http://www.foodsafe.org.nz/>

FSANZ が食品規格の変更を検討に向けコメント募集

FSANZ moots changes to the food code

16 December 2004

Food Standards Australia New Zealand (FSANZ) は 12 月 16 日 the *Australia New*

*Zealand Food Standards Code*の変更案について消費者、公衆衛生担当者、食品の製造者及び政府機関等からのコメントを募集した。検討中の主な変更点は、食品へのヨウ素の強制添加、食品添加物の承認の見直し、小売およびケータリング目的の食品の表示の見直し、乳業界の一次生産及び加工の規準、遺伝子組み換え食品の承認、新規食品の基準、サッカリンの使用量の見直し等である。

<http://www.foodstandards.gov.au/mediareleasespublications/mediareleases/mediareleases2004/fsanzexpandsitsexper2797.cfm>

Ministry of Public Health, Thailand

<http://eng.moph.go.th/>

National Avian Influenza Control Center

鳥インフルエンザニュース

Avian Influenza News. Dec 20 2004

1. ヒト 2004年7月1日から12月20日まで

タイ全国で5名の確認患者、死者1名、4名回復、1例疑い例、1名の死亡疑い例、および1名調査中

2. トリ 2004年7月1日から12月20日まで

57の県で1,273の疑い例、すべての疑いのあった家禽はとさつされた。合計19県の58エリアがH5N1陽性、47県の533エリアが陰性であった。

3. 市民への鳥インフルエンザ予防のための一般的な指針

- ・ 鶏肉及び卵は食べても安全だが、十分加熱するように。
- ・ 感染鳥または死鳥のエビデンスを見つけた場合は畜産部または公衆衛生省へ電話連絡をする。
- ・ 感染鳥または死鳥を扱うときは手袋またはプラスチック袋を使用、
- ・ 感染地域では病鳥及び死鳥は素手で取り扱わない、必ず手袋、マスクおよびめがね着用をする。
- ・ 病鳥及び死鳥は焼却するか、1メートルの深さの穴に埋め、土をかぶせる前に塩素溶液または石灰をまく。
- ・ AIの流行中または異常な病鳥または死鳥が発生しているときは、子供の行動に注意し、病鳥または死鳥を扱ったり、運んだり、遊んだりさせないこと。また、感染のリスクをよく説明し、頻繁に手洗いさせること。
- ・ 異常な症状を呈した場合は速やかに医療機関に治療を求め、その際には鶏農場での勤務、病鳥または死鳥との接触等適切な情報を伝えること。
- ・ 栄養のある、野菜果実を含むバランスのとれた食生活を送って健康の維持と免疫力の向上に努めること。喫煙及び飲酒を避け、よい休養と運動を頻繁に行い、暖かくすること。

ProMED-Mail

<http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000>

1 . 鳥インフルエンザ (ベトナム)

Avian Influenza – Eastern Asia (148): Viet Nam

December 21, 2004

南部の 1 市 2 省で、鳥インフルエンザ H5 により家禽が合計約 4,000 羽死亡した。

Can Tho 市では、12 月 12 日、200 羽以上が鳥インフルエンザ H5 で死亡し、同農場の鶏 3,685 羽と卵 4,541 個が淘汰された。12 月中旬、同地域の他 2 農場の鶏 24 羽が陽性であったため処分され、Can Tho 市に H5N1 流行の可能性があると発表された。

Hau Giang と An Giang 省では、12 月中旬以来鶏とアヒル数百羽が死亡し、死因を調査中である。Hau Giang 省の Long My 地域では、先週鶏 540 羽中 200 羽が死亡し、他の健全な家禽も淘汰された。

現在、この 3 地域では管理強化などの緊急対策がとられている。デンマークが、噴霧器、と殺用具、防護服などを提供した。ベトナムは、依然新たな鳥インフルエンザアウトブレイク発生の可能性が高いとされている。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:7235443137100916156::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,27504

2 . 腸チフス (タジキスタン)

Typhoid Fever – Tajikistan

December 19, 2004

首都ドゥシャンベの南 120km にある村で、小児 40 人を含む 50 人以上が腸チフスで入院した。近隣の池の水が感染源とみられている。同国では、2003 年 10 月と 11 月、水処理施設の不足により 600 人以上の腸チフス患者が報告された。1997 年には大流行があり、患者 17,000 人、死亡者数十人が出た。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:6851753300458298322::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,27490

3 . 動物に触れる動物園での *E.coli* O157 (米国)

E.coli O157, Petting Zoo – USA (NC)

December 19, 2004

2004 年 10 月と 11 月、ノースカロライナ州のフェアで *E.coli* O157:H7 による腸管出血性疾患のアウトブレイクと、重症の合併症である溶血性尿毒症症候群(HUS)が報告され、調

査が行われた。患者は 180 人以上、半分以上が 5 歳以下、2/3 が 18 歳以下であった。小児 15 人に HUS が確認され、平均年齢は 3 歳、年齢範囲は 1~13 歳であった。患者の多くがフェアを訪れ、動物園で動物と接触していた。11 月初旬までには新たな患者は減少傾向を示していた。二次感染者は出たが、大規模な二次感染アウトブレイクはなかった。

調査の途中で患者の定義条件にフェアへの参加が含まれ、アウトブレイクに関連する患者は 108 人となり、ケースコントロールスタディと微生物学検査が行われた。Crossroads Farm Petting Zoo を訪れた 3 歳以下の小児で、患者は堆肥との接触が 7.5 倍、転倒や地面に座ったことが 5 倍多く、Crossroads Farm Petting Zoo などの動物と疾患との関連が認められた。

患者 33 人の微生物培養は同じ PFGE パターンを示した。Crossroads Farm Petting Zoo から採集した 30 サンプル中 19 サンプルで *E.coli* O157:H7 が増殖し、いずれも患者 33 人と PFGE パターンが同じであった。

以上から、今回のアウトブレイクの患者ほとんどが Crossroads Farm Petting Zoo での曝露後に発症したことが裏付けられる。*E.coli* O157:H7 感染を防ぐための現行の推奨事項 (<<http://www.nasphv.org/83416/84501.html>>)に、触れる動物園における動物との接触の制限、糞便汚染を減らすこと、混雑を避けることの追加が推奨される。これらの推奨事項は、特に小児や免疫の低下している人に重要である。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17283866297904149577::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,27487

4 . 鳥インフルエンザ ; 密輸入された鳥による拡散の可能性

Avian Influenza, Potential Spread by Smuggled Birds (02)

December 17, 2004

インドネシアから台湾に違法に輸入された鳥 28 羽は、検査の結果 H5 陰性であった。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:18227242988217417581::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,27468

5 . ヤギに BSE の疑いの問題について (フランス)

BSE, Goats – France 2002 (03): Suspected

December 11, 2004

フランスで BSE の疑いのあるヤギが見つかったことにより、EC Regulation 999/2001 の改正が提案され、コメントを募集している。この改正は、ヤギの BSE が確認された場合にのみ施行されることになる。EC Regulation 999/2001 は、TSE の予防、制御および根絶を目指すための EC 内の規則である。これまでヤギに BSE が自然発生したことはなかったが、その可能性は認められている。このため、EC の科学運営委員会(SSC)は 2002 年 4 月に追加対策を推奨しており、EC はこれを実行することを提案している。

2004 年 11 月 30 日に EU TSE ワーキンググループが提案のドラフトを検討し、

SCoFCAH が 12 月と 1 月にさらに協議する。CRL によるヤギの BSE の確認結果は 2005 年 1 月に出る予定であるが、その前に改正が決定される可能性は低い。現在、ヤギの SRM として指定される組織リストに、全消化管、リンパ節を含む腔および腹腔の器官、前大腿リンパ節および前肩甲リンパ節、全頭部、扁桃を追加することが提案されている。これらの組織が、あらゆる年齢のヤギの SRM に指定される。脊髄は 12 カ月齢以上の SRM としてそのまま存続される。現在、あらゆる年齢のヤギの SRM に指定されているのは脾臓と回腸のみであり、頭骨（脳と眼を含む）、扁桃および脊髄は 12 カ月齢以上となっている。現段階で、英国食品基準庁はリストの拡大を支持する意向である。EC の提案は、感染した動物における BSE 感染力に関係のある組織のほとんどを除去するものである。ヒツジとヤギのリンパ節は TSE 感染力を保有していることが示されてきたが、全リンパ節の除去は実際的ではない。提案が決定された場合、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドの規則 TSE (Scotland) Regulations 2002 は改正が必要となる。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:18146165965270825235::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,27417

6 . 非定型スクレイピー（英国およびアイルランド）

Scrapie, Atypical, Sheep – UK and Ireland

December 10, 2004

DEFRA が、新しい種類のスクレイピーを検出した。懸念されることは、過去 3 年間にヒツジ 110,000 頭のサンプルから「非定型」スクレイピー 83 頭が見つかったこと、そのうち 12 頭がスクレイピーに対して抵抗性の高い遺伝子型のヒツジだったことである。

DEFRA は、ヒツジ 3,700 万頭の予防を目的とした National Scrapie Plan を続行する予定であるという声明を出した。英国は、EU 内でヒツジの数が最も多く、10 年以内にスクレイピーのない国になることを目指している。3 年前、スクレイピーと BSE との間に関連が認められた場合にはヒツジを全てと殺するという計画を立てたが、これは不十分な科学的アセスメントに基づいたものであることが判明した。毎年 18 カ月齢以上のヒツジ 10,000 頭に脳検査を行っており、その検査によるとスクレイピーに感染していたのは 0.3%で、多くが臨床症状を呈していない。非定型の 83 頭の原因農場を追跡することはほぼ不可能であり、英国は、EC により羊の固体識別システムの実施を求められるであろうと考えている。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:11083773101675368451::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,27412

7 . ウイルス性胃腸疾患 最新情報 2004 (35)

Viral Gastroenteritis Update 2004 (35)

December 10, 2004

(1) ノロウイルス（スイス）

過去 3 週間に 6 州で急性胃腸疾患患者が増えている。Winterthur とバーゼルの 2 病院で、

それぞれ 180 人と 150 人の患者が報告された。

(2) ノロウイルスの疑い (カナダ)

先週、バンクーバーの病院で少なくとも 12 人の患者と職員 15 人以上がノロウイルス感染の症状を呈し、週末にはさらに患者 2 人と職員 2 人が増えて合計 31 人となった。バンクーバーの別の小児病院でも、11 月下旬から患者 13 人と職員 30 人がノロウイルス様症状を呈した。小児は 2 人を除いて回復した。

(3) ノロウイルスの疑い (イングランド)

Surrey 地域の病院でノロウイルス感染のアウトブレイクが疑われ、6 病棟が閉鎖された。
http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:11083773101675368451::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,27413

8 . BSE Update 2004(12)

December 8, 2004

(1) 2004 年 12 月 7 日付け BSE 症例報告

International BSE cases update, 7 Dec 2004

(2) 英国の BSE が記録開始以来最低に

英国では 1986 年以来、BSE 発症牛 183,000 頭以上が確認され、その 95%以上が 2000 年以前の確認である。1992 年が 37,000 頭以上で流行のピークであり、現在は記録が始まって以来最低となった。2003 年は 186 頭で、英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA) によると、2004 年はさらに激減するとされている。2004 年は 11 月 15 日までに見つかった症状を呈する牛は 73 頭で、ほとんどが 1996 年 8 月以前に産まれた牛である。(しかし、2004 年 12 月 3 日付け ADNS の統計によると、2004 年 1 月 1 日 ~ 11 月 16 日の英国から報告された BSE 発症牛は 328 頭である。OIE のデータによると、2003 年が 612 頭、2004 年は 9 月 30 日現在で 242 頭である。)

英国は、1996 年に内臓を飼料に使用することを禁止した。このため、この禁止以後に産まれた 99 頭の発症原因の調査を開始した。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:4009286741704451384::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,27396

EurekaAlert!

<http://www.eurekaalert.org>

細胞の自殺スイッチをブロックしてもマウス脳のプリオンによる傷害は阻止できない

Blocking cell suicide switch fails to stop prion damage in mouse brains

St. Louis, Dec. 21, 2004

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2004-12/wuso-bcs122104.php

2005年1月1日号の米国科学アカデミー紀要(Proceedings of the National Academy of Sciences: PNAS)にて発表される予定の論文によると、マウスにおける臨床症状は神経細胞突起が伝達の為に集合している部位であるシナプスへの障害によりおきていることの証拠を報告するとしている。

作者らは PrP 遺伝子変異により折りたたみがおきてヒトのプリオン病において見られるような運動障害やその他の類似の症状が起きるプリオンモデルマウスと、神経細胞アポトーシス(細胞死)開始に関連性があるとされている Bax というタンパクの遺伝子欠損マウスとを掛け合わせることで、小脳顆粒神経細胞が生存するプリオン遺伝子変異と Bax 遺伝子欠損を同時に持つマウスを作出した。このことから Bax が細胞死に関連していることが確認されたが、神経細胞が生存しているにもかかわらず臨床症状は継続していた。元のプリオンモデルマウス脳の顕微鏡観察により、シナプスが多く存在する脳部位におけるプリオンタンパクの蓄積が確認されていたことから、新しく作出したマウスにおいてシナプスが正常かを検討した。シナプスで確認される synaptophysin というタンパクを調べたところ新しく作出されたマウスにおいて広くシナプスが欠損していると考えられ、神経細胞は生存するものの、シナプスによる接続が障害を受けているか、欠損している可能性が示唆された、としている。

【論文紹介】

1. 新種スクレイビー存在下における対策

Scrapie control under new strain

Matthew Baylis, K. Marie McIntyre

Nature, Vol. 432, No. 7019, p.810-811, 16 December 2004

2. WHO が鳥インフルエンザの汎流行による犠牲者予測を変更

WHO adds more "1918" to pandemic predictions

Martin Enserink

SCIENCE Vol. 306, No.5704, p. 2025, 17 December 2004

3. 1918年に汎流行したインフルエンザウイルスの感染力

Transmissibility of 1918 pandemic influenza

Christina E. Mills, James M. Robins, Marc Lipsitch

Nature 432, No. 7019, 904-906, 16 December 2004

4. A型ボツリヌス神経毒素の基質認識戦略

Substrate recognition strategy for botulinum neurotoxin serotype A

Nature 432, No. 7019, 904-906, 16 December 2004

5 . プロテアーゼ耐性ヒトプリオンタンパクと ferritin は Caco-2 上皮細胞を一緒に通過する：胃腸からのプリオンの種間感染の可能性

Protease-Resistant Human Prion Protein and Ferritin Are Cotransported across Caco-2 Epithelial Cells: Implications for Species Barrier in Prion Uptake from the Intestine
Ravi Shankar Mishra, Subhabrata Basu, Yaping Gu, Xiu Luo, Wen-Quan Zou, Richa Mishra, Ruliang Li, Shu G. Chen, Pierluigi Gambetti, Hisashi Fujioka, and Neena Singh

Journal of Neuroscience, 24(50):11280-11290, 15 December 2004

6 . 感染症の出現による社会的および環境的リスク要因

Social and environmental risk factors in the emergence of infectious diseases.

Robin A Weiss, Anthony J McMichael

Nature Medicine Vol. 10, No. 12 supplement, p.S70-S76 December 2004

近年の主な感染症の紹介とその社会的、環境的リスク要因の紹介レビュー。
感染症関係のレビュー特集となっており他にも関連レビュー多数有り。無料で閲覧可能。

<http://origin.www.nature.com:80/cgi-taf/dynapage.taf?file=/nm/journal/v10/n12s/index.html>

7 . 低い接種菌量のサルモネラ症で見られた長い潜伏期間

Prolonged Incubation Period of Salmonellosis Associated with Low Bacterial Doses.

Kazuo Abe, Noriyuki Saito, Fumiko Kasuga, Shigeki Yamamoto

Journal of Food Protection, Vol. 67, No.12, pages 2735-2740, December 2004,

1990年～1999年に日本の保育園・幼稚園や小中学校給食において発生したサルモネラアウトブレイクにおいて、発症までの潜伏期が長い(60時間～120時間)事例が頻繁に見られた。同期間の185アウトブレイクの疫学データを調査することで長い潜伏期に潜む因子を検討した。保育園・幼稚園及び学校での昼食による *Salmonella* Enteritidis 感染の潜伏期は他の調理形態の施設のそれに比べて有意に長かった。さらに9アウトブレイクにおいて、一人当たりが摂取した細菌量を原因食品における細菌濃度を元に推定し、潜伏期間との関係を検討したところ、その間には明確に有意な負の相関が確認された。調理開始後から保育園・幼稚園や学校で給食を摂取するまでの経過時間は他の調理施設より有意に短く、細菌の増殖が限定されることが長い潜伏期間の原因だと考えられた。

[The Journal of Food Protection のご厚意により、要約翻訳を掲載します。]

8 . *Enterobacter sakazakii* の食品安全、疫学、微生物学的見地からのレビュー

Review Microbiological, Epidemiological, and Food Safety Aspects of *Enterobacter*

sakazakii.

A. Lehner, R. Stephan

Journal of Food Protection, Vol. 67, No.12, pages 2850–2857, December 2004,

Enterobacter sakazakii は特に新生児、小児に髄膜炎、腸炎を起こす食中毒菌であり、日和見病原菌と考えられている。米国の 2002 年の FoodNet による調査において、1 歳未満の小児に対する食品由来の髄膜炎や腸炎は 10 万人に 1 人の割合であった。*E. sakazakii* は工場や家庭において粉ミルク、チョコレート、シリアル、ポテト、パスタ等から検出され、ほとんどの環境において様々な濃度で確認可能であるほど既に蔓延しているといえる。休止状態の *E. sakazakii* 細胞は他の *Enterobacteriaceae* と比べて浸透圧や乾燥のストレスに抵抗性が高いことが知られている。本報はこの細菌に関する文献から食品安全に関連した情報を考慮したレビューをおこなったものである。

[The Journal of Food Protection のご厚意により、要約翻訳を掲載します。]

以上。

欧州連合 (EU : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://europa.eu.int/comm/food/index_en.html

1 . アフラトキシンに関する E U 規制の遵守を管理するための担当部局用手続き文書原案

Draft Guidance document for competent authorities for the control of compliance with EU legislation on aflatoxins (09 Dec 2004)

http://europa.eu.int/comm/food/food/chemicalsafety/contaminants/aflatoxin_guidance_en.pdf

検体のサンプリング方法や検査方法、データの管理方法などについてのマニュアル。この原案に対するコメントを2005年2月4日まで募集している。

2 . t-ブチルヒドロキシペルオキシド (TBHP) の環境影響に関するリスクアセスメント報告書について、SCHER (健康と環境リスクに関する科学委員会) の意見

Opinion on “Risk Assessment Report on Tertiary Butyl Hydroxiperoxide (TBHP) Environmental Part” (Adopted by the SCHER during the 2nd plenary meeting of 14 December 2004)

http://europa.eu.int/comm/health/ph_risk/committees/04_scher/docs/scher_o_004.pdf

3 . ニトリロ三酢酸三ナトリウムの環境影響に関するリスクアセスメント報告書について、SCHER の意見

Opinion on “Risk Assessment Report on Trisodium nitrilotriacetate Environmental Part” (Adopted by the SCHER during the 2nd plenary meeting of 14 December 2004)

http://europa.eu.int/comm/health/ph_risk/committees/04_scher/docs/scher_o_001.pdf

欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.eu.int/index_en.html

1 . 遺伝子組換え作物の全般的サーベイランスに関する協議会

Consultation workshops on general surveillance of genetically modified crops (07 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo_consultations/732_en.html

EFSA は、遺伝子組換え作物の市販後環境モニタリングの必要性について検討するワーキ

ンググループ (PMEM WG) を設立した。PMEM WG は、申請者、環境 NGO、科学機関、専門家等の関係者と一連の協議会を行う。

2 . イヌとネコへの Cylactin の安全性に関する FEEDAP パネルの意見

Opinion of the FEEDAP Panel on the safety of Cylactin for dogs and Cats
(08 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/734_en.html

Cylactin は *Enterococcus faecium* NCIB 10415 系統をベースにした飼料添加物で、ニワトリの肥育、豚・子豚・雌豚・子牛の肥育用として既に認可されている。今回、EFSA はイヌとネコの餌への使用について意見を求められた。FEEDAP パネルでは、この製品がイヌやネコに害を与えるとは考えられないとしているが、提出された耐性試験の期間が短いことから多少の不確実性があるとしている。またこれら伴侶動物のもつ細菌に暴露されることによる飼い主の安全性は完全には確立されていない。

3 . 雌ブタへの Formi LHS の安全性と有効性に関する FEEDAP パネルの意見

Opinion of the FEEDAP Panel on the safety and efficacy of Formi LHS for sows
(08 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/730_en.html

Formi LHS は、抗凝固剤 1.5% を含む結晶性 potassium diformate (ニギ酸カリウム ; 重量で 98%) で、子ブタの成長促進用とブタの肥育用に既に認可されている。今回、雌ブタへの有効性と安全性についてのデータが提出され、推奨使用量での使用は安全性に問題はないと結論した。

4 . Nitarsone (ニタルソン) の安全性についての FEEDAP パネルの意見

Opinion of the FEEDAP Panel on the safety of Nitarsone (10 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/737_en.html

ニタルソン (4-nitrophenylarsonic acid, 4-NPA) は、七面鳥の消耗性原生動物感染症である黒頭病の制御に用いられる。ニタルソンは合成有機ヒ素化合物で、現在カナダや米国では使用されているが、EU では認可されていない。EFSA は、EC の求めにより飼料中に最大 5 年間使うことを暫定的に認可するための予備的安全性評価を行った。

ニタルソンは、七面鳥に 2 週齢から 12 週齢まで飼料 1kg あたり 187.5mg の用量で与えることが推奨されている。安全域はその 4 倍の 750mg/kg と考えられている。しかしながらこのデータは 40 年以上も前のものであり、一群あたりの動物数も少なく実験期間も短いことなどから、FEEDAP パネルは予備的安全域を設定することに懸念を示している。

七面鳥における 4-NPA の代謝経路や代謝物の組織残留性についてのデータはなく、NOEL についてもラットよりイヌの方が感受性が高いと考えられることからさらなるデータが必要である。従って FEEDAP パネルでは、ADI も MRL も設定できないとしている。

5. 乳牛の乳熱リスク減少のため合成ケイ酸アルミニウムナトリウム（ゼオライト）を使用することについての FEEDAP パネルの意見

Opinion of the FEEDAP Panel on the use of synthetic sodium aluminium silicate (zeolite) for the reduction of risk of milk fever in dairy cows (16 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/745_en.html

乳熱は、分娩後に起こる低カルシウム血症による不全麻痺で、乳生産量の多い高齢の牛に多く、経済的に重大な病気である。処置せずに放置すれば 60～70%が死亡し、生き残っても生涯にわたり乳生産量が低下する。予防には血中カルシウム濃度の恒常性維持が基本であり、ゼオライトもカルシウム結合剤として申請された。ゼオライトは凝固防止剤として既に認可されている。今回の申請は、妊娠牛の出産前 2～4 週間に 1 日 100～1,000g、出産後は 500g で 2 週間投与するというものであり、乳熱のリスク減少が示唆されている。しかしながら至適条件が十分解明されておらず、牛の健康影響や生産される牛乳の質についてのデータが十分でないため評価できない。環境影響はないと考えられる。

6. 「KDF 防腐剤」の安全性と有効性に関する FEEDAP パネルの意見

Opinion of the FEEDAP Panel on the safety and the efficacy of product “KDF Preservative” (16 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/744_en.html

KDF 保存料は、potassium diformate (ニギ酸カリウム) の 50%水溶液である。ニギ酸カリウムについては、動物栄養に関する科学委員会でブタ及び子ブタの肥育目的で飼料添加物 (FormiTMLHS) として評価されている。KDF 保存料は、フィッシュミール製造に使用される魚及び魚副産物の貯蔵期間延長のために、生の魚 1kg あたり 2～9g のニギ酸カリウム濃度 (推奨量) で使用される。実験方法が十分でないために有効性について結論を下すことはできないが、低温で魚副産物の貯蔵期間を長くすることが示されている。飼料中のフィッシュミールの含量を子ブタで 8%、家禽で 10%、サケ類で 70%としてモデル計算すると、最終産物中のニギ酸カリウム残留量は 1kg あたりそれぞれ 1.4、1.8、12.6g を超えない。ニギ酸カリウムは、ニワトリで 5g/kg、七面鳥で 3g/kg、サケで 10g/kg のレベルで肥育に明らかな悪影響はみられていない。

ニギ酸カリウムそのものは、KDF 保存料を使用した食肉や動物製品中には存在しないので、消費者の安全に関しては代謝物であるギ酸の安全性だけを考慮すべきである。動物の内因性ギ酸濃度は、KDF 防腐剤の使用により増加せず、したがって消費者の暴露量の増加は考えられない。環境中では海水で希釈され、ギ酸とカリウムイオンに速やかに解離するが、ギ酸は分解が早く蓄積されないため環境リスクは低いと考えられる。

7. 飼料添加物評価のための抗生物質耐性菌に関する判断基準の更新について、文書案に関するパブリックコメント募集

Public Consultation of the Working Document on Updating Criteria for Resistance to Antibiotics for the Assessment of Feed Additives (20 December 2004)

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_consultaiton/748_en.html

EFSA は、抗生物質耐性菌評価のための判断基準を更新するため作業グループを作った。ここで作成された文書は、最終化後にガイダンス文書として用いられることになる。この文書をもとに FEEDAP パネルが飼料添加物についての評価を行うが、本パネルが同文書を採択前に 2005 年 2 月 28 日までパブリックコメントを募集する。

文書案：

http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_consultaiton/748/arccriteria17-12-04w1.pdf

米国食品医薬品局 (FDA、CFSAN : Center for Food Safety & Applied Nutrition)

<http://www.cfsan.fda.gov/list.html>

1 . リスクの可能性のある残留農薬のため朝鮮ニンジンを押収

FDA Initiates Seizure of Ginseng Because of Potentially Risky Pesticide Residues
(December 16, 2004)

<http://www.fda.gov/bbs/topics/ANSWERS/2004/ANS01334.html>

ニュージャージー地方裁判所は、FDA のもとめにより、輸入朝鮮ニンジンの押収令状を発行し、FCC Products 社の販売を差し止めた。同社のバルク及びブレンド朝鮮ニンジン製品に農薬プロシミドン (procymidone) とキントゼン (quintozene) が検出された。同社はこのニンジンを経典タリーサプリメントの成分として使用していた。

2 . 企業向け案内 - GRAS についての FAQ

Guidance for Industry Frequently Asked Questions About GRAS (December 2004)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/grasguid.html>

一般に安全と認められる ("generally recognized as safe" または "GRAS.") 食品成分についての FAQ 集

英国食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1 . 硝酸塩に関する情報更新

Update on developments regarding nitrate (10 December 2004)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/nitrateupdateip1204>

FSA スコットランドは、最近の硝酸塩に関する政策と研究の進歩についてまとめた文書に係機関宛に発送した。この文書では、欧州における硝酸塩に関する議論の状況、英国

でのレタス及びほうれん草のモニター計画、市販サラダ中の硝酸塩調査結果の公表、ベビーフード中の硝酸塩限度を定めた EC 指令 No 466/2001 の履行、FSA による食品中汚染化学物質調査研究の解説が掲載されている。

文書：<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/nitrateipletter1204.pdf>

2 . COT と医薬品安全委員会の合同オープンミーティング

Joint COT and Committee on Safety of Medicines open meeting (10 December 2004)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/cotjointmeeting>

食品・消費者製品・環境中化学物質の毒性に関する委員会 (COT) と保健省の医薬品安全性委員会 (CSM) が 2005 年 2 月 2 日、合同オープンミーティングを開催する。この会合の目的は、医薬品と食品の相互作用や消費者の安全についての議論である。参加申し込みは 2005 年 1 月 14 日まで受け付けている。

3 . ピコリン酸クロムに関する助言の改訂

Agency revises chromium picolinate advice (13 December 2004)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/chromiumupdate>

FSA は、ピコリン酸クロムの安全性に関する助言を改訂し、このタイプのクロムを避けるようにとの助言は撤回された。2003 年に、ビタミンとミネラルに関する専門家グループ (EVM) が、報告の中でピコリン酸クロムには遺伝子傷害性があることを示唆する証拠があると言及したことから、FSA は消費者に対し、変異原性委員会 (COM) からの助言があるまで他のタイプのクロムサプリメントを使うよう助言していた。

COM は、クロム及びピコリン酸クロムの遺伝子傷害性について精査し、さらなる研究が必要だとしていた。COM は 2004 年 11 月に受け取ったその研究結果に基づき、ピコリン酸クロムは遺伝子傷害性ではないと結論した。FSA は、ほとんど人は健康的でバランスのとれた食事から充分量のクロムを摂取できているとしている。サプリメントでクロムを摂取したい人については、EVM は 1 日あたりの上限 10mg を推奨している。ピコリン酸クロムを避ける必要はない。

COM の声明

Statement on the mutagenicity of trivalent chromium and chromium picolinate

(December 2004)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/Com/chromium.htm>

六価クロムはヒトに対して発ガン性があることは明らかであるが、三価クロムは溶解性が低く細胞膜を通過しないため毒性は低い。ピコリン酸クロムは三価クロムであるが、他の種類の三価クロムと違って中性 pH で水溶性である。限定的な ADME の研究ではピコリン酸クロムの消化管吸収率は他の三価クロムより高く、六価クロムに近い。EVM が懸念を持ったデータは、*in vitro* の CHO 細胞での *hprt* の突然変異誘発が 40 倍に上昇したというものである。これについて COM は 2003 年 10 月に、この実験が実験室で合成されたピコ

リン酸クロムを使用しており純度や品質に疑問があること、処置時間が 48 時間と長すぎる
ことなどの問題があるとして、国際的な標準プロトコールに従い市販の試薬を用いて再検
討すべきであると助言していた。この再試験の結果、ピコリン酸クロムは S9 活性化の有無
にかかわらず、処置時間が 48 時間であっても変異原性はないことが確認された。また染色
体異常誘発試験についても陰性であり、COM はピコリン酸クロムの変異原性はないと結論
した。なお、NTP によるピコリン酸クロムの発がん性試験が進行中であり、いずれは *in vivo*
データが提供される。その際には、これらのデータを考慮する必要がある。

4 . ノニジュース申請に関する意見募集

Views wanted on noni juice application (13 December 2004)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/noniagrolabs>

Agrolabs 社から、既に市場に出回っているノニジュースと「実質的に同等」としてク
ク諸島産ノニジュースの認可を求める申請があった。ノニジュースは昨年新規食品として
認可されているが、認可は申請した会社ごとに行われる。この件に関するコメントは 12 月
31 日まで募集する。

5 . 国民栄養調査 National Diet and Nutrition Survey (NDNS)第 5 版が発行された

NDNS Volume 5 published (16 December 2004)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/dec/ndnsvolfive>

16 歳から 64 歳の成人についての調査結果。

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/ndns5full.pdf>

英国 PSD (The Pesticides Safety Directorate) (<http://www.pesticides.gov.uk/>)
(DEFRA (環境・食料・農村地域省) の農薬規制に関する執行部門)

1 . 英国残留農薬委員会 (PRC) による残留農薬モニタリング報告書 - 2004 年第 2 四半期 (4 月 ~ 6 月)

Quarter 2 2004 Pesticide Residues Committee (PRC) Report: Chairman's Quote

<http://www.pesticides.gov.uk/prc.asp?id=1466>

検査した 1,089 検体のうち、残留農薬が検出されたのは 34%であった。リンゴ 1 検体
についてキャプタン (MRL 3mg/kg) が 3.6mg 検出され、ブドウ 2 検体が安全域を超えてい
た。MRL 超過検体については必要な措置を講じた。全体として消費者の安全に問題はない。
報告書全文 :

http://www.pesticides.gov.uk/uploadedfiles/Web_Assets/PRC/PRC_2004_Q2_text.pdf

フランス 食品衛生安全局 (AFSSA) (<http://www.afssa.fr/>)

1 .砂糖大根から抽出されたベタインの販売認可申請に関して2003年9月の初期評価に関する意見 (2004年10月12日)

<http://www.afssa.fr/Ftp/Afssa/27710-27711.pdf>

ベタイン含有製品の影響は血漿中ホモシステイン濃度の変化である。特に肝障害のある人に対し、1日6g以上のベタイン摂取の安全性については保証されていない。特定の集団における安全性データは、一般に販売される新規食品の安全性データとして十分ではない。従って添加量の変更や健康状態の悪い人に対する警告などの対策がとられない限り、AFSSAは認可できない。

2 .食品と接触する物質中に使用されるポリオレフィンに対し、色素Yellow215の使用認可申請についての意見 (2004年11月8日)

<http://www.afssa.fr/Ftp/Afssa/27716-27717.pdf>

Yellow 215を低密度ポリエチレンに最大0.5%、高密度ポリエチレン及びポリプロピレンに最大1%使用することについて、AFSSAはその健康リスクを評価できない。

3 .食品と接触するポリエチレン熱退縮性フィルムを55kGyのイオン化放射線で処理することについての意見 (2004年11月8日)

<http://www.afssa.fr/Ftp/Afssa/27713-27714.pdf>

このフィルムと接触した場合の溶出についてのデータが十分ではないため、AFSSAは健康リスクについて評価できない。

ドイツ消費者保護・食糧・農業省 (BMVEL : Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft)

1 . ドイツ栄養学会会長による 2004 年栄養報告書 (9 December 2004)

<http://www3.verbraucherministerium.de/index-000EB2B1154811B888746521C0A8D816.html>

本報告書によれば、我々のライフスタイルと栄養摂取状況は望ましいものではない。運動量に比較してエネルギーの摂取量が多すぎ、甘いものと脂肪を摂りすぎている。また野菜と果物についてはWHOが1日400gを推奨し、ドイツ栄養学会では650gを推奨しているが、150gしか摂れていない。もし推奨量の野菜や果物が摂れていれば、男性では30%、女性では20%、ガンの発症率が抑制できるであろう。また本報告書では、食物中の微生物や汚染物質についても報告している。有機塩素系汚染物質の母乳中濃度は確実に減少しており、心配はない。また衛生上の規制強化によりマイコトキシンレベルも減少している。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
Food Standards Australia New Zealand (FSANZ)
(<http://www.foodstandards.gov.au/>)

1．食品基準の改定等の進行状況の通知

Notification Circular [9-04] (15 December 2004)

<http://www.foodstandards.gov.au/standardsdevelopment/notificationcirculares/current/notificationcircular2799.cfm>

主な内容

初期評価：ヨウ素添加、宅配や小売り用食品の表示、新規食品基準など

評価案：飲料中サッカリンの最大許容量、除草剤耐性砂糖大根 H7-1 由来食品、各種 MRL

政府委員会によるレビュー：昆虫耐性綿 COT102 由来食品

2．食品基準ニュース 52 号

Food Standards News 52 (December 2004)

<http://www.foodstandards.gov.au/mediareleasespublications/foodstandardsnews/foodstandardsnews52d2809.cfm>

食品基準改正案に対するパブリックコメント募集を含むこの 1 ヶ月の FSANZ の活動をまとめたニュースレターが発行された。

オーストラリア Therapeutic Goods Administration (TGA)
<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1．補完・代替医療評価委員会の 12 月 10 日の会合

Complementary Medicines Evaluation Committee (CMEC) (17 Dec 2004)

<http://www.tga.health.gov.au/docs/html/cmec/cmecdr49.htm>

ハーブ規制案、補完医療とホメオパシー医薬品の規制の定義案、ホメオパシーと関連医薬品の規制について、それぞれ関係者にコメントを募集する。

2．補完・代替医療に関する協議文書

Complementary Medicines Consultation Papers (17 Dec 2004)

<http://www.jtaproject.com/hot.htm#CMConsult>

オーストラリアとニュージーランドは補完・代替医療、ホメオパシー治療薬、ハーブなどの規制や定義について協調することに同意している。ハーブやホメオパシー治療薬、ミ

ネラルや栄養などのサプリメント、アロマセラピー用オイル、伝統的治療薬についても、治療が目的であれば治療薬として規制されるべきである。今回、これら補完・代替医療用物質についての新しい規制の提案を行い、2005年3月11日までに意見を募集している。

韓国食品医薬品安全庁 (the Korean Food and Drug Administration - KFDA)

<http://www.kfda.go.kr/>

1 . 健康機能食品の品目拡大について (2004.12.08)

http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=597

KFDAは、2004年12月8日、共役リノール酸含有製品、緑茶抽出物製品、大豆タンパク質含有製品、植物ステロール含有製品、フラクトオリゴ糖含有製品など6品目を追加する改訂予告を行った。今後20日間のパブリックコメントの手続きを経て確定・告示する。

2 . 食品添加物の新規指定品目拡大などについて改訂告示 (2004.12.13)

http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=599&page=&s_type=&word=

KFDAは、国際基準との調和をはかり対外競争力の向上や貿易摩擦に対処すること、請願への対処などのため食品添加物の基準及び規格を2004年12月10日付けで改訂すると発表した。主要改定内容は、ラウリル硫酸ナトリウムなど5品目の新規指定、二酸化チタンの使用基準拡大、ソルビン酸とその塩類など3品目及び天然カフェインの使用基準改正、天然着色料などの定義改訂、グリセリン脂肪酸エステルなど39品目の成分規格改訂、確認試験法の改正などである。

【その他の記事、ニュース】

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Federal Institute for Risk Assessment)

1 . Scoubidou-Bändern の汚染物質の影響に関するデータ (2004.12.14)

Statement of the BfR from 29 October 2004

http://www.bfr.bund.de/cm/216/daten_zur_schadstoff_belastung_von_scoubidou_baendern.pdf

おもちゃ Scoubidou-Bändern に含まれる揮発性有機化合物や汚染物質による健康影響についての懸念を受けて BfR は 2004 年 9 月 17 日に暫定的評価を行ったが、今回 Scoubidou-Bändern 中の汚染物質濃度についてのデータを入手し、再評価を行った。このおもちゃの製造において、GMP 基準に従い有害物質の濃度をできるだけ低くしてカドミウムを含まない安定剤を用いていれば危険性はないとしている。

EurekaAlert (<http://www.eurekaalert.org/>)

1 . 水銀の詰め物によるヒトの健康影響の問題についてほとんど証拠はない

Little evidence to link mercury fillings to human health problems (9 Dec 2004)

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2004-12/lsro-let120704.php

Life Sciences Research Office (LSRO)により発表される報告書「歯科用アマルガムの有害影響に関する文献解析報告書 Review and Analysis of the Literature on the Potential Adverse Health Effects of Dental Amalgam」によれば、歯のアマルガムによる健康影響は、まれなアレルギー事例を除けばほとんど存在しない。

アマルガムは、水銀と銀・銅・スズ・亜鉛などの合金で、虫歯の詰め物として 150 年以上使われてきた。アメリカ歯科学会によれば毎年 7100 万個が使われている。アマルガムは非常に使いやすいが水銀が含まれるため、水銀蒸気による健康影響が懸念され、多数の研究が行われてきた。米国保健省、WHO、EC の科学委員会は、歯科用アマルガムと健康への有害影響とを関連づける科学的根拠はないと結論している。

LSRO は 1996 年 1 月から 2003 年 12 月までの学術文献を精査し、950 件の研究から 300 件の条件を満たす研究を評価して、アマルガムが原因であるとされるアルツハイマー病、パーキンソン病、自己免疫疾患、その他多数の不定愁訴について、アマルガムが原因であるとする科学的根拠はないと結論した。

2 . 豆乳ベースのミルクの腸管発育に与える影響

Research studies effects of soy baby formula on intestinal development (16 DEC 2004)

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2004-12/uoia-rse121604.php

大豆イソフラボンであるゲニステインが、市販の豆乳ミルクに含まれる量で乳児の腸管細胞の増殖を阻害する可能性がある。米国ではミルクを与えられている乳児の 25%が豆乳ミルクを摂取している。豆乳ミルクを与えられた乳児の発育は見かけ上正常であるが、これらのミルクは女性の生理周期に影響する量よりも多い 32 ~ 45mg のゲニステインを含む。Journal of Nutrition の 2004 年 6 月号で、イリノイ大学の栄養学教授 Sharon Donovan は、乳児用豆乳ミルクに含まれる量のゲニステインで培養腸管細胞を処理したところ増殖を停止したとの報告を行った。今回、Pediatric Research の 2005 年 2 月号 (WEB での発表は 2004 年 12 月 7 日) で子ブタのミルクにゲニステインを添加したところ増殖細胞数が 50% 減少したことを報告した。

3 . 井戸水からのヒ素摂取は肺ガンリスクの増加と関連する

Arsenic ingestion from well water associated with increased risk of lung cancer

(21 DEC 2004)

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2004-12/jaaj-aif121604.php

JAMA の 12 月 22/29 日号 (JAMA. 2004; 292: 2984-2990) によれば、ヒ素濃度の高い

井戸水を飲んでいる台湾住人は肺ガンリスクが高く、喫煙者ではさらにリスクが高い。国立台湾大学の研究者らは台湾の南西部 2,503 人と北東部 8,088 人を平均 8 年間調査した。期間中に 139 人が新たに肺ガンと診断され、ヒ素暴露濃度の高い地域では肺ガンリスクは 3.29 倍に増加していた。非喫煙者ではヒ素暴露濃度の最も低い地域に比べてヒ素濃度の高い地域では約 2 倍のリスク増加であり、喫煙者では 4 倍であった。最もヒ素濃度の低い地域の非喫煙者に比較すると、ヒ素濃度の高い地域で年に 25 箱以上タバコを吸う人の肺ガンリスクは 11 倍になる。

【論文等の紹介】

1. スペインで販売されている脂肪成分の多い食品中に含まれる多環芳香族炭化水素

Polycyclic Aromatic Hydrocarbon Content in Commercial Spanish Fatty Foods.

Barranco, A. et al.

Journal of Food Protection, 2004, 67(12) 2786-91.

スペインで販売されている脂肪分の多い食品中に含まれる多環芳香族炭化水素 (PAHs) の量を、逆相 HPLC (蛍光検出) により測定している。検査対象は食用油 (オリーブオイル、ヒマワリ油など)、マヨネーズ、マーガリン、魚の缶詰に使用されている油などである。食用油中の全 PAHs 量の平均は 25 ng/g 以下であり、heavy PAHs (benzo[*b*]fluoroanthene, benzo[*k*]fluoroanthene, benzo[*a*]pyrene, dibenz[*a,h*]anthracene, benzo[*g,h,i*]perylene, indeno[1,2,3-*c,d*]pyrene) は 5 ng/g 以下だった (ドイツ規制値は、全 PAHs で 25 ng/g、heavy PAHs で 5 ng/g としている)。含量が高いものでも、最高値がバージンオリーブオイル中のフェナントレンで 21.9 ng/g、オリーブオイル中のフルオランテンは 8.0 ng/g、ピレンは 6.5 ng/g であった。2001 年夏のオリーブポマースオイルの規制 (2 ng/g) 以前は濃度が高かったが、規制後は改善されている。また加熱による含量変化についても調査し、通常の調理ではこれら油脂からの PAH 生成は少なく、食品からの PAH 摂取量への油脂類の寄与は非常に少ないことを示した。

[The Journal of Food Protection のご厚意により、要約翻訳を掲載します。]

2. スペインにおける食事由来のポリ塩化ジベンゾ-*p*-ダイオキシン、ジベンゾフラン、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニルの摂取について

Dietary intakes of polychlorinated dibenzo- *p* -dioxins, dibenzofurans and dioxin-like polychlorinated biphenyls in Spain

M. A. Fernández; et al.

Food Addit Contam. 2004 21(10) 983-992

3. 茶に含まれる多環芳香族炭化水素の濃度と健康リスク

Concentrations and health risk of polycyclic aromatic hydrocarbons in tea

Lin D, Tu Y, Zhu L.

Food Chem Toxicol. 2005 Jan;43(1):41-8.

4 . カナダ市場で販売されている魚介類中のポリ臭素化ジフェニルエーテル

Polybrominated Diphenyl Ethers in Retail Fish and Shellfish Samples Purchased from Canadian Markets

Sheryl A. Tittlemier, et al.

J Agric Food Chem. 2004 Dec 15 52(25) 7740-7745

5 . ポーランド東部在住の成人におけるカドミウム、鉛、水銀暴露：1990-2002 年

Exposure to cadmium, lead and mercury in the adult population from Eastern Poland, 1990-2002

Z. Marzec; M. Schlegel-Zawadzka

Food Addit Contam. 2004 21(10) 963-970

6 . アーユルベータで使われるハーブ薬品中に含まれる重金属について

Heavy Metal Content of Ayurvedic Herbal Medicine Products (HMPs)

Saper RB et.al

JAMA. 2004;292:2868-2873.

7 . 血漿中葉酸、ビタミン B₁₂、ホモシステインと前立腺ガンリスク：前向き研究

Plasma folate, vitamin B₁₂, and homocysteine and prostate cancer risk: A prospective study.

Hultdin J, et al.

Int J Cancer. Volume 113, Issue 5 (20 February 2005)

8 . 妊娠中の葉酸摂取と乳ガンリスク

Taking folate in pregnancy and risk of maternal breast cancer.

Charles D, et al.

BMJ. 2004 Dec 11;329(7479):1375-6.

9 . S 状結腸鏡検査に基づいたケースコントロール研究における肉摂取、調理が関係する変異原と大腸腫瘍リスクについて

Meat intake, cooking-related mutagens and risk of colorectal adenoma in a sigmoidoscopy-based case-control study.

Gunter M.J, et al.

Carcinogenesis. 2004 Dec 3; [Epub ahead of print]

10 . 香料の安全性評価法における一日摂取量の推定について：per capita（一人あたり）法による推定量の欠点と限界

Assessment of dietary intake of flavouring substances within the procedure for their safety evaluation: advantages and limitations of estimates obtained by means of a per capita method.

Arcella D, Leclercq C.

Food Chem Toxicol. 2005 Jan;43(1):105-16.

11 . ドイツで販売されている植物性食品中のフザリウム毒素の調査

Survey of Fusarium toxins in foodstuffs of plant origin marketed in Germany.

Schollenberger M, et al.

Int J Food Microbiol. 2005 Jan 1;97(3):317-26.

12 . カナダで販売されているワインとブドウジュース中のオクラトキシン A

Ochratoxin A in wine and grape juice sold in Canada

W. Ng; M. Mankotia; P. Pantazopoulos; R. J. Neil; P. M. Scott

Food Addit Contam. 2004 21(10) 971-982

13 . 個体発生異なる期間における亜慢性水銀暴露：中枢・末梢神経系への機能的影響

Subchronic mercury treatment of rats in different phases of ontogenesis: functional effects on the central and peripheral nervous system

Papp A, Nagymajtenyi L, Vezer T.

Food Chem Toxicol. 2005 Jan;43(1):77-85.

14 . 麻黄あるいはウスニン酸を含んだダイエット用サプリメントによる重度の肝毒性

Severe hepatotoxicity associated with the use of weight loss diet supplements containing ma huang or usnic acid.

Neff, G.W. et al.

J Hepatol. 2004 Dec;41(6):1062-4.

15 . 傷がついたトマトにおけるカビやカビ代謝物の自然発生について

Natural Occurrence of Fungi and Fungal Metabolites in Moldy Tomatoes.

Andersen B, Frisvad JC

J. Agric. Food Chem., 2004, **52** (25), 7507 -7513

16 . ビーフバーガーへの様々な炭水化物添加は、フライ中の複素環アミン形成に影響を与える

Addition of Various Carbohydrates to Beef Burgers Affects the Formation of Heterocyclic Amines during Frying.

Persson E, Sjöholm I, Nyman M, Skog K

J. Agric. Food Chem., 2004, **52** (25), 7561-7566

17 . 二重盲検プラセボ対照食品投与試験による、マスタードアレルギーの確認：臨床的特徴とよもぎ花粉や植物性食品による交差反応

Mustard allergy confirmed by double-blind placebo-controlled food challenges: clinical features and cross-reactivity with mugwort pollen and plant-derived foods.

Figuerola, J. et al.

Allergy. 2005 Jan;60(1):48-55.

18 . PET ボトルからのモデル汚染物質の移行について： 温度、食品類似物、ファンクショナルバリア（汚染層を非汚染層で包み込んだ形の三層構造の材質）の影響

Migration of model contaminants from PET bottles: influence of temperature, food simulant and functional barrier

H. Widén; A. Leufvén; T. Nielsen

Food Addit Contam. 2004 21(10) 993-1006

19 . PET から食品類似物への UV 安定剤の移行について

Migration of a UV stabilizer from polyethylene terephthalate (PET) into food simulants

T. H. Begley; J. E. Biles; C. Cunningham; O. Piringer

Food Addit Contam. 2004 21(10) 1007-1014

20 . 缶詰コーティング剤からのビスフェノール A 移行について-- 損傷、保存状態、加熱の影響

Migration of bisphenol A from can coatings--effects of damage, storage conditions and heating

A. Goodson; H. Robin; W. Summerfield; I. Cooper

Food Addit Contam. 2004 21(10) 1015-1026

以上
